



情報処理安全確保支援士 倫理綱領

情報処理安全確保支援士 倫理綱領制定委員会

2019年3月27日 制定

【前文】

情報処理安全確保支援士は、社会的通念やモラルに従い、情報セキュリティの専門家としての矜持を保ちつつ、サイバーセキュリティの確保を通じて、公衆の生命・安全・財産を保護し、安全・安心な社会の維持に貢献する。

情報処理安全確保支援士は、その使命を全うするため、品位を保ち、技術の研鑽に励み、国家資格「情報処理安全確保支援士」として、この倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。

【基本原則】

1. 公正と誠実

情報処理安全確保支援士は、業務上の判断を行うにあたり、先入観をもたず、他者からの不当な影響を受けず、常に公正な立場を堅持し、公正・誠実に業務を遂行しなければならない。

2. 秘密保持

情報処理安全確保支援士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3. 法令等の遵守

情報処理安全確保支援士は、法令等や専門職としての倫理を遵守しなければならない。

4. 信用保持

情報処理安全確保支援士は、専門家としての自覚をもち、信用を失墜する行為をしてはならない。

5. 自己研鑽

情報処理安全確保支援士は、専門家としての能力を必要とされる水準に維持し、かつ自らの知識・技能を高めなければならない。